

鹿児島市
保育所等における医療的ケア児受入れに係る
ガイドライン

令和5年7月

鹿児島市こども未来局保育幼稚園課

はじめに

近年の医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されました。この法律の基本理念では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない」と明記されています。

また、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務」を、「保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用して医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務」を有すると明記されました。

本市におきましては、これまでも市内の保育所等で医療的ケア児を受け入れていただいておりますが、医療的ケア児支援法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくため、「鹿児島市保育所等における医療的ケア児受入れに係るガイドライン」を策定いたしました。

このガイドラインにより、保護者、保育所等、医療機関及び鹿児島市が共通認識のもとで、医療的ケア児の受入れを推進し、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりを実現してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、このガイドラインの策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えをいただきました鹿児島市保育所等における医療的ケア児受入れに係るガイドライン策定委員会の委員の方々をはじめ、医療的ケア児の受入れの現状把握にご協力をいただきました施設の皆様、関係機関各位に心から感謝申し上げます。

目 次

第1章 基本的事項	1
1 ガイドラインの目的	
2 保育所等で行う医療的ケア	
（1）医療的ケアの内容	
（2）対象児童	
（3）保育所等	
（4）利用日と利用時間	
（5）医療的ケアの対応者	
第2章 利用開始までの流れ	4
1 全体的な流れ	
2 利用相談から利用開始までの対応	
（1）利用相談	
（2）施設の見学・面談	
（3）鹿児島市医療的ケア児受入れ検討委員会の開催	
（4）利用申請の締切	
（5）受入れ調整結果の連絡	
（6）利用調整結果の通知	
（7）施設との面談	
（8）利用決定後の必要な書類	
（9）保育（教育）計画とマニュアルの作成	
第3章 保育所等の生活	8
1 集団生活での配慮	
（1）職員連携	
（2）慣らし保育（教育）の実施	
（3）一日の流れ	
（4）行事・園外活動等の対応	
2 日常の保育（教育）実施に当たっての留意点	
（1）他の保護者・児童への説明	
（2）園内での感染症の対応	
3 安全管理	
（1）緊急時の対応	
（2）災害発生時（自然災害による避難等）の対応	
（3）リスクマネジメント	

第4章 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1 医療機関との連携

(1) 主治医医療機関との連携

(2) 嘱託医（園医）との連携

(3) 地域の医療機関（かかりつけ医）等との連携

2 保護者との連携

3 児童発達支援センター等との連携

4 就学に向けた小学校等との連携

第5章 継続的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1 受入れ後の支援

(1) カンファレンスの実施

(2) 利用開始後に医療的ケアの内容が変更となった場合

(3) 利用開始後に医療的ケアが必要となった場合

(4) ネットワークづくり

様式集

第1章 基本的事項

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、「医療的ケア児」という。）を、鹿児島市内の保育所等（※1）で受け入れる際に必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくことを目的としています。

※1 保育所等：認可保育所、市立保育所、認定こども園、地域型保育事業所

2 保育所等で行う医療的ケア

保育所等は、利用するこども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障する観点から、「最もふさわしい生活の場」であることが求められています。医療的ケア児についても、同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育・幼児教育を提供することが重要です。

（1）医療的ケアの内容

医療的ケア児支援法において、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」と定められています。

本ガイドラインに基づき、保育所等が提供する医療的ケアの内容は、医療的ケアの種類により限定するのではなく、利用の可能性を検討する中で、保育所等の人員配置や施設設備の状況から、安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとします。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

保育所等で提供する主な医療的ケアの内容については次の表のとおりです。

種 類	内 容
経管栄養（経鼻、胃ろう・腸ろう）	自分の口から食事を取れなくなった人に対し、鼻あるいは、口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろう（胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる）を通じて、栄養剤を胃や腸まで送ります。
吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内及びその周辺）	吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて、鼻水・唾液・痰を取り除くことです。吸引しないと唾液が気管に入ったり、痰が詰まる場合があります。

種 類	内 容
導尿	なんらかの原因で、尿が出せなくなったときに、尿が体の外に出るように、人工的に手助けすることです。
血糖管理	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。
酸素療法	なんらかの原因で、酸素が十分に取り込めない人のために、足りない酸素を補うことです。

(2) 対象児童

保育所等は、利用児童の個々の発達状況に応じて、必要な配慮を行うなど、柔軟な対応が必要となります。加えて、医療的ケア児については、安全な医療的ケアの実施についても確認することが重要です。個々の児童の状態等を勘案し、次の要件を満たしている児童とします。

- ・病状や健康状態が安定していて、こども同士の関わりの中で過ごせること
- ・主治医から保育所等の利用が可能と判断されていること
- ※医療的ケア主治医意見書・指示書の保育教育の適性についての見解（集団生活が可能・在宅生活が安定・3か月の間、疾患の悪化による入退院を繰り返していない）に全てチェックがあること
- ・日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること
- ・保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携できること

(3) 保育所等

医療的ケアの実施に必要な人員配置や施設設備の環境など受入れ体制を整えることとします。

(4) 利用日と利用時間

①利用日

利用日は、原則、週5日（月曜日から金曜日）とします。なお、行事への参加等、特別な理由があり、安全な利用が可能であることが確認されている場合は、週5日（月曜日から金曜日）以外の日については保護者が保育所等に相談してください。

②利用時間

利用時間は、原則、最長でも8時間以内とし、時間帯は保護者と協議の上、各保育所等で決定します。

(5) 医療的ケアの対応者

保育所等において実施される医療的ケアについては、医療的ケア対応の看護職員(※2)が主治医(医療機関)の指示に基づいて実施します。

また、保育士等で社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修(第3号)」を修了し、業務登録を受けた者(以下、「認定特定行為業務従事者」という。)も、特定した5つの医療的ケア(※3)を行うことができます。

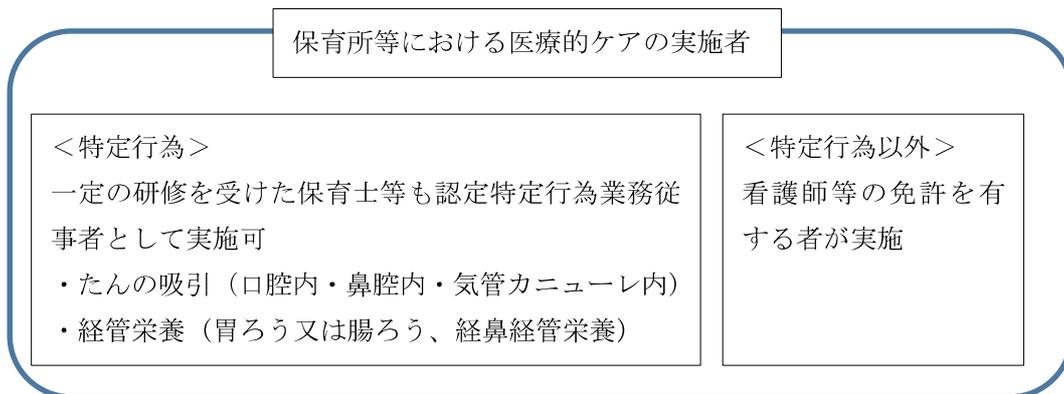
「喀痰吸引等研修(第3号)」の受講は、保育所等で保育(教育)する特定の医療的ケア児に対して、保育士等が定められた範囲の医療的ケアを行うための基本的要件です。個々に応じた適切な対応や安全な保育(教育)の提供のためには、複数の保育士が受講することが望まれます。

※2 看護職員：看護師、准看護師、保健師、助産師

※3 「認定特定行為業務従事者」が実施できる医療的ケアは、

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

<図表 医師の指示のもとに保育所等において保育士等が行うことができる医療的ケアの内容と範囲>



出典：保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン(令和3年3月、保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会)

第2章 利用開始までの流れ

医療的ケアが必要な児童の保育所等の利用開始までの流れ（4月利用開始の場合）

項目	保護者等	市
利用相談	<ul style="list-style-type: none"> 市へご相談ください。 「医療的ケア児保育所等利用事前相談票（様式1）」、「医療的ケア児童状況書（様式2）」の提出をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用開始までの流れを説明します。 児童の健康状態の確認をします。 相談可能な保育所等に関する情報を提供します。
施設の見学・面談	<ul style="list-style-type: none"> 原則、児童を連れて施設の見学をします。 原則、「医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）」をご用意ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じ、見学には市の職員が同行します。
医療的ケア児受入れ検討委員会の開催		<ul style="list-style-type: none"> 「鹿児島市医療的ケア児受入れ検討委員会」を開催し、保育（教育）を行う上での施設における配慮事項等に関して、意見聴取を行います。 聴取した意見は、保育における利用調整の参考にします。
11月 利用申請の〆切	<ul style="list-style-type: none"> 利用申請の締切日までに「子どものための教育・保育給付支給認定申請（2・3号認定用）兼利用申込書」などの必要書類をご用意の上、市にご提出ください。 	
受入れ調整結果の連絡		<ul style="list-style-type: none"> 施設との受入れ調整の結果に関して、保護者にご連絡します。
2月 利用調整結果の通知		<ul style="list-style-type: none"> 利用調整結果（利用決定又は保留）に関する通知をお送りします。

項目	保護者等	市
利用決定後 施設との 面談	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関で「医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）」の内容に変更があれば、改めて、保育所等へ提出してください。 ・保育所等が作成する重要事項説明書をご確認いただき、内容等について保育所等と合意します。 ・利用開始に向けて、お子様の状況や医療的ケアの実施方法などを確認します。 	
4月 利用開始	<ul style="list-style-type: none"> ・慣らし保育（教育）を実施し、保育所等の利用を開始します。 	

※1号認定児については、上記項目の「11月利用申請の〆切」から「2月利用調整結果の通知」までに関し対象外とします。

1 全体的な流れ

医療的ケア児の保育所の利用相談が保護者からあった場合、市で全体的な流れを説明します。

また、事前に保育所等と受入れの調整を行う必要があるため、利用申請における通常のスケジュールによらず別途利用調整を行います。

2 利用相談から利用開始までの対応

(1) 利用相談

相談日の日程調整を行うため、保護者は市へ電話またはFAXで相談をします。その際、児童の状況や希望する保育所等について市が確認し、保育所等の利用に向けた市役所での来所相談の日程調整をします。

保護者は、相談に来所する際、次の書類を持参します。

- ①医療的ケア児保育所等利用事前相談票（様式1）
- ②医療的ケア児童状況書（様式2）
- ③母子健康手帳
- ④お薬手帳 など

市での相談時には、改めて、児童の状況や希望する保育所等について、市が確認し、受入れ相談可能な園などの情報を保護者に伝えます。

見学を希望する保育所等がある場合には、市が希望する保育所等へ見学希望があることを伝え、「医療的ケア児童状況書（様式2）」等を情報提供します。

（2）施設の見学・面談

原則、保護者が児童と一緒に施設を見学します。見学日までに「医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）」をご用意いただき、見学の際に施設にご提示ください。主治医意見書・指示書の原本は、別途、市にご提出ください。状況に応じ、見学には市の職員が同行します。

保育所等の施設長や看護職員等（看護職員及び認定特定行為業務従事者）は、市からの情報提供の内容を踏まえ、児童の状況及び実施する医療的ケアを確認します。

医療的ケアの対応について不明な点は、主治医医療機関に確認します。また、必要に応じて、市、保育所等、主治医医療機関、関係機関で打ち合わせを実施するなど、情報を共有します。

（3）鹿児島市医療的ケア児受入れ検討委員会の開催

保育所等の利用を希望する児童の状況、医療的ケアの内容、施設における配慮事項等に関して、専門的な見地から意見を聴取するため、医師・看護職員・施設長等の有識者などが委員となる「鹿児島市医療的ケア児受入れ検討委員会」を実施します。

聴取した意見は、利用調整の参考にします（利用調整の結果、保留となる場合もあります）。

（4）利用申請の締切

保護者は、利用申請の締切までに「子どものための教育・保育給付支給認定申請（2・3号認定用）兼利用申込書」などの必要書類を用意し、市に提出します。

利用相談時に提出した必要書類に変更があった場合には、合わせて市に提出します。

（5）受入れ調整結果の連絡

保育所等の受入れ準備のために、調整時間を十分確保する必要があることから、通常の手続きとは別に、施設との受入れ調整の結果に関して、市から保護者及び保育所等へ連絡します。市は、受入れ調整結果の連絡と同時に、「医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）」の原本を保育所等に送付します。

受入れ調整結果の連絡を受けた保育所等は、医療的ケア児の利用のための準備（看護職員採用手続き、施設改修等）を進めます。

(6) 利用調整結果の通知

利用調整の結果は「施設・事業利用調整結果通知書」または「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」により保護者に通知します。

(7) 施設との面談

原則、保護者が児童と一緒に施設を訪問し、利用に当たっての面談を行います。

保育所等の施設長や看護職員等は、「医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）」などの書類で児童の状況や実施する医療的ケアを確認します。医療的ケア児が利用する前に、保護者の同意のもと、嘱託医（園医）と情報を共有します。

やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護職員等が不在の場合は、保護者等が医療的ケアを実施するか、保育所等を利用できないことがあります。

保育所等は重要事項説明書の内容を説明し、保護者と合意します。

また、保育所等と保護者の同意の上、「医療的ケア児の保育（教育）に関する同意書（様式5）」に利用日時を記載します。

(8) 利用決定後の必要な書類

保護者は、必要書類を保育所等へ提出します。

①医療的ケア依頼書（様式4）

※利用前に「医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）」の内容に更新がある場合は、改めて提出します。

保育所等は、保護者と確認をしながら同意書を作成します。

①医療的ケア児の保育（教育）に関する同意書（様式5）

②医療機器等預かり同意書（様式6）

保育所等は、必要書類を市へ提出します。

①医療的ケア対象児童認定（変更）申請書（様式7）

②医療的ケア実施（変更）届（様式8）

③医療的ケア依頼書（様式4）（写し）

④医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）（写し）

(9) 保育（教育）計画とマニュアルの作成

保育所等において、安全な保育（教育）を提供するためには、医療的ケアに関する手順はもちろんのこと、役割分担や注意事項等について、利用を開始する前にマニュアル等を整備しておくことが必要であり、安全かつ適正に医療的ケアを提供できるよう、施設長を含む全ての職員が理解しておくことが重要です。

保育所等が医療的ケア児を受け入れるに当たり、必要な保育（教育）計画やマニュアル等は次のとおりです。

- ①医療的ケア児個別支援計画（参考様式①）
- ②個別保育（教育）日誌（参考様式②）
- ③医療的ケア手技手順表・確認表（参考様式③）
- ④医療的ケア実施記録（参考様式④）
- ⑤予想される緊急時の対応フロー（参考様式⑤）
- ⑥安全管理マニュアル（参考様式⑥）
- ⑦災害時対応マニュアル（参考様式⑦）
- ⑧医療的ケア児ヒヤリハット（参考様式⑧）

※各保育所等が作成している既存の計画及びマニュアルについても、医療的ケア児に関する事項を追記するなど、必要な修正を行うこととします。

第3章 保育所等の生活

1 集団生活での配慮

（1）職員連携

施設長が中心となって、利用前から、児童の医学的状況、発達・生活上の配慮、保護者の情報の把握などについて、施設全体で組織的に情報共有する仕組みを構築します。

日中の保育（教育）では、職員がローテーションで勤務している保育所等の施設特性を踏まえ、医療的ケアや体調への配慮、保育（教育）の実施状況、緊急時の対応などの情報を職員間で申し送り・共有するようにします。

施設職員全員が適切に連携しながら、施設全体として児童の安全を確保していくことがとても重要です。

（2）慣らし保育（教育）の実施

保育所等を利用することは、これまでの保護者との家庭での生活から、こども同士や職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが重要です。また、保護者と施設長、看護職員、担当保育士とで医療的ケアの内容や方法を相互に確認することや、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な個別支援計画を立てることが必要となります。

そのため、利用開始後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育（教育）を行い、保育（教育）の内容や医療的ケアの内容を保護者と保育所等で確認します。

慣らし保育（教育）の期間は、個々の児童の状況や看護職員等による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と保育所等と協議の上、決定します。

（３）一日の流れ

①登園

受入れを担当する職員は、前日（前回利用日）から登園までの家庭での様子や健康状態等について、連絡帳等を活用しながら保護者に確認します。日々の医療的ケアに必要な器材や物品についても保護者から預かります。また、確認した内容について児童に関わる全職員と共有します。

②日中の保育（教育）

児童の健康状態を考慮しながら、1日の保育（教育）の流れに沿って、看護職員、保育士などそれぞれの職員が担当する役割を確認し、職員間で連携を図りながら保育します。

また、安全を確保した上で、医療的ケア児が可能な限り他の児童と積極的な関わりを持ちながら過ごすことができるよう配慮します。

③医療的ケアの実施

保育所等で実施する医療的ケアは、主治医の医療的ケア主治医意見書・指示書に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法で行います。実施に当たっては、児童の状況に配慮し、必要に応じて専用スペースなどプライバシーに配慮した上で行います。

また、実施した医療的ケアを記録し、職員間で共有するとともに、連絡帳等に記載します。

④降園

夕方のお迎え時には、連絡帳等を用いて児童の日中の様子や医療的ケアの実施状況等を伝えるとともに、登園時に預かった器材や物品を返却します。

医療的ケアの実施者と降園時に担当する職員が異なる場合も想定されるため、職員間で情報共有を行い、適切に対応します。

（４）行事・園外活動等の対応

個々の児童に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者へ説明を行い、理解を得ておくほか、必要に応じて主治医医療機関にも確認します。安全な保育（教育）のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性などを十分に検討し、保護者の理解と協力を得るようにします。

また、体調や当日の天候等により、安全な保育（教育）や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断した場合は、参加を見合わせる場合があることについて、事前に保護者の同意を得ておきます。

2 日常の保育（教育）実施に当たっての留意点

（1）他の保護者・児童への説明

医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に保育（教育）を行うことに対して理解を得られるよう努めます。

また、幼児クラスでは、他の児童が医療的ケア児を手助けする様子もあることから、事故のリスクを軽減するため、実施する医療的ケアの内容や、それぞれの器具の重要性や取扱いについて説明します。

（2）園内での感染症の対応

保育所等での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に準じた対応を行います。

園内で感染症が流行している場合は、保護者と情報共有し、感染する可能性があることを事前に保護者と確認します。

3 安全管理

（1）緊急時の対応

保育所等は、チューブ等の事故抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し、「予想される緊急時の対応フロー」等のマニュアルを作成します。

対応フローには、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載します。その内容を全ての職員で共有し、緊急時に適切な対応ができるよう定期的に訓練を実施します。

また、保育（教育）中に児童の体調変化や医療的ケアが困難となった等の理由により、保育（教育）の継続が困難であると判断した場合には、保育（教育）利用時間の途中であっても、保護者にお迎えを依頼します。

（2）災害発生時（自然災害による避難等）の対応

災害の発生に備え、平時より準備をしておくことが大切です。避難訓練等において職員間で医療的ケア児を含めた避難経路、避難先等を確認します。

非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等について、あらかじめ保護者に確認します。また、預かっている器具の定期的なメンテナンスを保護者に依頼します。

災害時、電話等が不通で連絡が取れない、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定した対応についても、保育所等は保護者と確認をします。

園から別の場所に避難する場合に備え、必需品・医薬品等・緊急時の対応手順書・医療機関の連絡先を入れた個別の非常用リュックを準備します。

(3) リスクマネジメント

保育所等は、重大な事故を未然に防ぐため、保育（教育）中の事故やヒヤリハットを記録するとともに、園内の全ての職員同士で情報共有を行い、改善策や予防策を検討するなど検証を行い、再発防止に努めます。

第4章 関係機関等との連携

1 医療機関との連携

保育所等における医療的ケアは、主治医による「医療的ケア主治医意見書・指示書」の情報に基づき、実施されることから、主治医との連携が最も重要になります。

また、保育所等での健康診断や健康相談等の適切な実施、日常的な相談・指導のため、嘱託医（園医）や地域の医療機関（かかりつけ医）とも情報共有を図るなど連携します。

対象児童に係るそれぞれの医療機関との連携は、医療的ケア児を受け入れる保育所等が行います。

(1) 主治医医療機関との連携

保育所等で適切に医療的ケアを実施するため、保護者の同意のもと、必要に応じて、施設長や看護職員等が、「医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）」の内容や緊急時の対処法等を確認します。

医療的ケア児の体調の急変や緊急時の場合に備えて、速やかに主治医医療機関と連絡できるように協力体制を整えます。

(2) 嘱託医（園医）との連携

医療的ケア児が利用する前に、保護者の同意のもと、嘱託医（園医）と情報を共有します。また、健康診断等で健康状態や医療的ケア内容等の医療情報も共有します。

園内の感染症対策などに関しても、相談し、助言を受けます。

(3) 地域の医療機関（かかりつけ医）等との連携

地域の医療機関（かかりつけ医）がある場合は、保護者の同意のもと、医療機関と情報を共有します。

同じく訪問看護ステーションを利用している場合も、保護者の同意のもと、家庭でのケアの内容等の情報を共有します。

2 保護者との連携

保育所等における医療的ケアの実施には保護者の理解や協力が不可欠です。受入れ可能性の検討や医療的ケアの実施に向けて、児童の状況等に関する情報（医療的ケア児の健康状態、家庭での医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等）の提供や面談等に協力すること、保育所等における医療的ケアの実施状況や児童の様子について十分に情報共有すること、看護職員等の不在等により保育所等での医療的ケアが実施できない場合があること、その他必要な事項について、あらかじめ保護者に対して丁寧に説明し、理解・協力が得られるよう十分なコミュニケーションを図ることとします。

3 児童発達支援センター等との連携

医療的ケア児が児童発達支援センター等に通っている場合は、児童発達支援センターの担当者等と情報共有するなど、連携することが重要です。

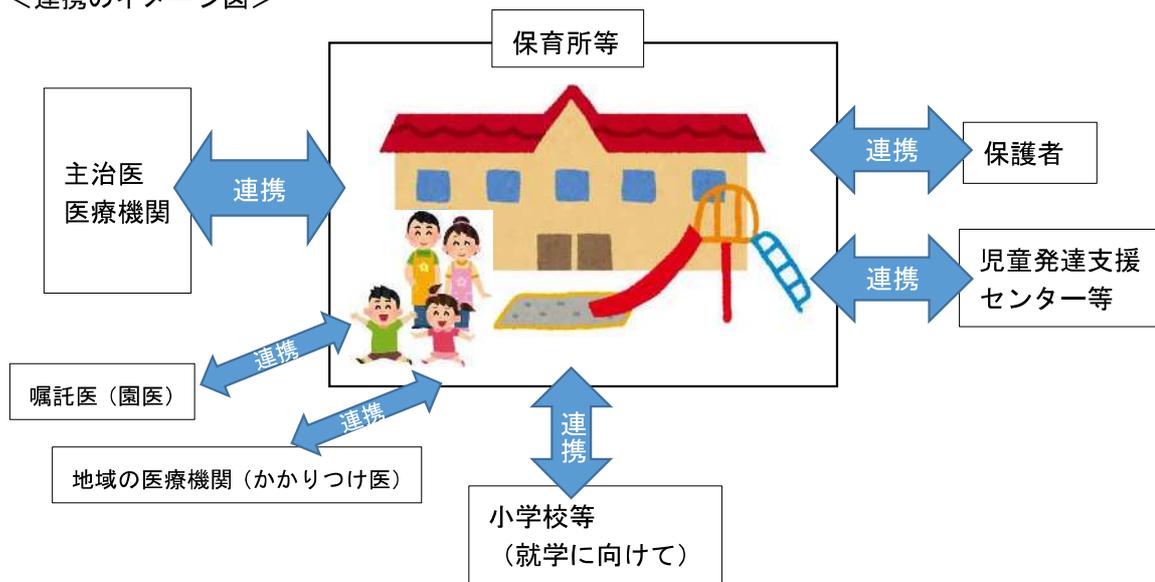
保育所等は、児童発達支援センター等が実施する巡回訪問等を活用し、保護者の同意のもと、一緒に支援を行います。

4 就学に向けた小学校等との連携

小学校等への就学に向けて、保護者の同意のもと、医療的ケア児の健康状態、保育所等での対応など、保育所等と小学校等が情報を共有し、連携することが重要です。その際には、「保育所児童保育要録」等も活用しながら、丁寧に園での様子を伝えます。

また、集団生活での様子や医療的ケアの対応について、小学校等が見学を希望した場合には、見学の対応をします。

<連携のイメージ図>



第5章 継続的な支援

1 受入れ後の支援

(1) カンファレンスの実施

利用開始後も、園が実施するカンファレンスに、状況に応じて市が同席するなど、関係者で児童の状況を把握し、継続的に支援します。

(2) 利用開始後に医療的ケアの内容が変更となった場合

保育所等の利用開始後、児童の健康状態の変化など、医療的ケアの内容が変更となった場合には、保護者は、主治医が記入した「医療的ケア主治医意見書・指示書（様式3）」を改めて保育所等へ提出します。

保育所等は、必要に応じて主治医医療機関に内容を確認します。

変更内容について、専門的な見地から意見や助言を受けるため、「鹿児島市医療的ケア児受入れ検討委員会」で意見を聴取します。医療的ケアの内容の変更に応じて、必要な書類を保護者や保育所等が準備します（5ページ参照）。また、保育所等は、保育（教育）計画とマニュアル等を見直します（7、8ページ参照）。

(3) 利用開始後に医療的ケアが必要となった場合

利用開始時には医療的ケアを要しなかった児童が在籍中に、医療的ケアが必要となった場合には、保育所等は、市に相談します。

保育所等における人員体制や児童の健康状態、医療的ケアの内容を確認し、利用中の保育所等で受入れが継続できるかなどを関係者で検討します（検討するに当たっては、5ページから8ページの「2利用相談から利用開始までの対応」の流れに沿って調整していきます）。

また、専門的な見地から意見や助言を受けるため、「鹿児島市医療的ケア児受入れ検討委員会」で意見を聴取します。

(4) ネットワークづくり

医療的ケア児を受け入れている施設同士の意見交換の場を設定し、つながりを広げ、相互理解やノウハウを共有するなど、施設間の職員のネットワークづくりを進めます。